航空保安大学校学生採用試験	高卒程度の者	一　航空保安業務の分野に係る業務を遂行するに必要な知識及び技能を修得する上で基礎となる知識として、次のイ又はロに掲げる知識を備えていること。 イ　数学及び物理の知識 ロ　数学及び英語の知識 二　採用後の研修又は職務経験を通じて、前号イ又はロに掲げる知識の向上が見込まれるとともに、航空保安業務の分野に係る業務を遂行するに必要な知識及び技能の修得及び向上が見込まれること。 三　職務を適切に遂行することができる身体の状況にあること。 四　前三号に掲げるもののほか、採用試験の種類の全てを通じて備えているべき知識、能力等を備えていること。
気象大学校学生採用試験	高卒程度の者	一　気象業務の分野に係る業務を遂行するに必要な知識及び技能を修得する上で基礎となる数学、物理及び英語の知識並びに論理的な思考力及び表現力を備えていること。 二　採用後の研修又は職務経験を通じて、前号に規定する数学、物理及び英語の知識並びに同号に規定する論理的な思考力及び表現力の向上が見込まれるとともに、気象業務の分野に係る業務を遂行するに必要な知識及び技能の修得及び向上が見込まれること。 三　職務を適切に遂行することができる身体の状況にあること。 四　前三号に掲げるもののほか、採用試験の種類の全てを通じて備えているべき知識、能力等を備えていること。
海上保安大学校学生採用試験	高卒程度の者	一　海上保安業務の分野に係る業務を遂行するに必要な知識及び技能を修得する上で基礎となる知識及び能力として、次のイ又はロに掲げるものを備えていること。 イ　数学、物理及び英語の知識並びに論理的な思考力及び表現力 ロ　数学、化学及び英語の知識並びに論理的な思考力及び表現力 二　採用後の研修又は職務経験を通じて、前号イ又はロに掲げる知識並びに論理的な思考力及び表現力の向上が見込まれるとともに、海上保安業務の分野に係る業務を遂行するに必要な知識及び技能の修得及び向上が見込まれること。 三　職務を適切に遂行することができる身体の状況にあること及び職務を遂行する上で求められる体力を備えていること。 四　前三号に掲げるもののほか、採用試験の種類の全てを通じて備えているべき知識、能力等を備えていること。
海上保安学校学生採用試験	高卒程度の者	一　海上保安業務の分野に係る業務を遂行するに必要な知識及び技能を修得する上で基礎となる知識又は能力として、次のイ、ロ又はハに掲げるものを備えていること。 イ　数学及び英語の知識 ロ　数学、物理及び英語の知識 ハ　論理的な思考力及び表現力 二　採用後の研修又は職務経験を通じて、前号イ若しくはロに掲げる知識又は同号ハに掲げる論理的な思考力及び表現力の向上が見込まれるとともに、海上保安業務の分野に係る業務を遂行するに必要な知識及び技能の修得及び向上が見込まれること。 三　職務を適切に遂行することができる身体の状況にあること及び職務を遂行する上で求められる体力を備えていること。 四　前三号に掲げるもののほか、採用試験の種類の全てを通じて備えているべき知識、能力等を備えていること。

実務経験等活用官職に係る経験者採用試験	第二条第四項の内閣官房令で定める者	一　経験者採用試験の種類ごとに内閣官房令で定める知識、能力等を備えていること。 二　前号に掲げるもののほか、採用試験の種類の全てを通じて備えているべき知識、能力等を備えていること。

備考

一　この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

イ　総合職試験　法第四十五条の二第一項第一号に掲げる官職への採用を目的とした競争試験

ロ　一般職試験　法第四十五条の二第一項第二号に掲げる官職への採用を目的とした競争試験

ハ　皇宮護衛官採用試験　専門職試験（法第四十五条の二第一項第三号に掲げる官職への採用を目的とした競争試験をいう。以下同じ。）のうち、第一条第二項第一号に掲げる官職への採用を目的としたもの

ニ　刑務官採用試験　専門職試験のうち、第一条第二項第二号に掲げる官職への採用を目的としたもの

ホ　入国警備官採用試験　専門職試験のうち、第一条第二項第三号に掲げる官職への採用を目的としたもの

ヘ　法務省専門職員採用試験　専門職試験のうち、第一条第二項第四号に掲げる官職への採用を目的としたもの

ト　外務省専門職員採用試験　専門職試験のうち、第一条第二項第五号に掲げる官職への採用を目的としたもの

チ　財務専門官採用試験　専門職試験のうち、第一条第二項第六号に掲げる官職への採用を目的としたもの

リ　国税専門官採用試験　専門職試験のうち、第一条第二項第七号に掲げる官職への採用を目的としたものであって、大卒程度の者が当該官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び同号に掲げる官職についての適性を有するかどうかを判定することを目的として行うもの

ヌ　税務職員採用試験　専門職試験のうち、第一条第二項第七号に掲げる官職への採用を目的としたものであって、高卒程度の者が当該官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び同号に掲げる官職についての適性を有するかどうかを判定することを目的として行うもの

ル　食品衛生監視員採用試験　専門職試験のうち、第一条第二項第八号に掲げる官職への採用を目的としたもの

ヲ　労働基準監督官採用試験　専門職試験のうち、第一条第二項第九号に掲げる官職への採用を目的としたもの

ワ　航空管制官採用試験　専門職試験のうち、第一条第二項第十号に掲げる官職への採用を目的としたもの

カ　航空保安大学校学生採用試験　専門職試験のうち、第一条第二項第十一号に掲げる官職への採用を目的としたもの

ヨ　気象大学校学生採用試験　専門職試験のうち、第一条第二項第十二号に掲げる官職への採用を目的としたもの

タ　海上保安大学校学生採用試験　専門職試験のうち、第一条第二項第十三号に掲げる官職への採用を目的としたもの

レ　海上保安学校学生採用試験　専門職試験のうち、第一条第二項第十四号に掲げる官職への採用を目的としたもの

ソ　経験者採用試験　法第四十五条の二第一項第四号に掲げる官職への採用を目的とした競争試験

ツ　実務経験等活用官職に係る経験者採用試験　経験者採用試験のうち、それぞれの実務経験等活用官職への採用を目的としたもの